

## (13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成28年8月16日

鳥取県知事 平井伸治

### 鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(対策計画の策定等) <p>第5条 知事は、本県の自然的・社会的条件に応じた法<u>第19条第2項</u>に規定する施策並びに県の事務及び事業に関する法<u>第21条第1項</u>に規定する措置に関する計画（以下「対策計画」という。）を策定するものとする。</p>	(対策計画の策定等) <p>第5条 知事は、本県の自然的・社会的条件に応じた法<u>第20条第2項</u>に規定する施策並びに県の事務及び事業に関する法<u>第20条の3第1項</u>に規定する措置に関する計画（以下「対策計画」という。）を策定するものとする。</p>

2 対策計画は、次に掲げ 事項並びに法第21条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1)～(3) 略

3 略

4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更に当たっては、法第21条第4項及び第6項から第9項までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聞くものとする。

5 略

(特定事業者の取組計画)

第8条 略

2 略

3 知事は、第1項の規定により取組計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該取組計画を提出した特定事業者（以下「計画事業者」という。）が公表を希望しない場合において、それが当該計画事業者の権利利益（法第27条第1項に規定する権利利益をいう。）が害されるおそれがあることその他正当な事由によるものであると認められるときは、この限りでない。

4～6 略

2 対策計画は、次に掲げる事項並びに法第20条の3第2項各号及び第3項各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1)～(3) 略

3 略

4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更に当たっては、法第20条の3第4項及び第6項から第9項までに定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聞くものとする。

5 略

(特定事業者の取組計画)

第8条 略

2 略

3 知事は、第1項の規定により取組計画が提出されたときは、速やかにその概要を公表するものとする。ただし、当該取組計画を提出した特定事業者（以下「計画事業者」という。）が公表を希望しない場合において、それが当該計画事業者の権利利益（法第21条の3第1項に規定する権利利益をいう。）が害されるおそれがあることその他正当な事由によるものであると認められるときは、この限りでない。

4～6 略